住所　京都市北区上賀茂岩ヶ町口町28番地
朴吉子　昭和31年10月14日生
尹貴志　昭和60年9月3日生
尹貴和　昭和63年2月23日生
尹貴成　平成3年11月14日生
住所　岐阜市領下4丁目35番地
尹貴弘　昭和59年8月24日生
住所　東京都江戸川区興宮町12番20号
陳祥芳　昭和53年1月22日生
住所　香川県坂出市八幡町1丁目4番20号
崔肖飛　昭和49年8月26日生
申海娟　昭和50年9月20日生
崔智敏　平成19年3月16日生
住所　神戸市中央区東雲通1丁目3番15―401号
牟建波　昭和47年7月10日生
住所　大阪市東淀川区東中島5丁目26番2―505号
張文鈞　昭和49年6月28日生
譚帥　昭和50年7月9日生
張楽平　平成17年7月5日生
住所　東京都板橋区成増5丁目17番8―305号
チョー・ヘイン・ハン　昭和56年7月20日生
住所　埼玉県川口市大字安行領根岸1825番地35
王佳東　平成2年6月3日生
住所　埼玉県川越市神明町33番地6
林秋影　昭和59年9月5日生
住所　埼玉県川越市清水町16番地6
鄭琳慧　昭和54年4月7日生
住所　さいたま市大宮区土手町3丁目166番地
金麗華　昭和56年11月15日生
住所　北海道留萌市大字留萌村字幌糠1852番地7
尹香金　昭和44年6月20日生
李沢竜　平成元年3月5日生
住所　東京都江戸川区西葛西5丁目11番3―302号
池明玉　昭和49年10月9日生
住所　福井県勝山市鹿谷町保田第36号8番地2
潘書艶　昭和43年4月24日生
王琳　平成6年4月1日生
住所　東京都墨田区錦糸1丁目12番15―406号
アンドレ・オサム・サト　昭和55年9月22日生
住所　山形県最上郡最上町大字志茂1075番地
劉星　平成3年2月2日生
住所　東京都練馬区南大泉4丁目10番3号
蘇雅拉　昭和51年8月21日生
住所　横浜市中区石川町5丁目186番地8
張穎　昭和59年2月11日生
住所　横浜市鶴見区生麦3丁目5番17―904号
潘楓　昭和51年3月4日生
住所　神奈川県鎌倉市極楽寺4丁目3番7号
朴貞玉　昭和40年4月27日生
住所　川崎市川崎区東門前3丁目11番6号
王小英　昭和49年12月2日生
住所　神奈川県座間市入谷1丁目3377番地20
郭家驥　昭和53年7月11日生
住所　神奈川県厚木市水引1丁目3番5―704号
リ・セン　昭和51年8月13日生
住所　東京都文京区大塚4丁目48番5―506号
林智　昭和54年2月26日生
薛清芳　昭和56年10月5日生
林暸翔　平成20年6月18日生
住所　東京都江戸川区鹿骨2丁目19番3号
鄭涓　昭和53年5月28日生

○文部科学省告示第百三十五号

重要無形文化財刀剣研磨の保持者永山茂（永山光幹平成十年文部省告示第百四号）は、平成二十二年三月二十二日死亡したので、当該保持者の認定及び重要無形文化財刀剣研磨の指定は、文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第七十二条第四項の規定により解除された。

平成二十二年八月十日

文部科学大臣　川端　達夫

○文部科学省告示第百三十六号

選定保存技術屋根瓦製作（鬼師）の保持者小林章男（昭和六十三年文部省告示第五十五号）は、平成二十二年三月二十七日死亡したので、当該保持者の認定及び選定保存技術屋根瓦製作（鬼師）の選定は、文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第百四十八条第四項の規定により解除された。

平成二十二年八月十日

文部科学大臣　川端　達夫

○文部科学省告示第百三十七号

選定保存技術檜皮採取の保持者大野豊（平成十一年文部省告示第百四十七号）は、平成二十二年五月二十日死亡したので、当該保持者の認定及び選定保存技術檜皮採取の選定は、文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第百四十八条第四項の規定により解除された。

平成二十二年八月十日

文部科学大臣　川端　達夫

○農林水産省告示第千二百五十三号

口蹄疫対策特別措置法（平成二十二年法律第四十四号）第四条第一項の農林水産大臣が口蹄疫のまん延を防止するために車両等の消毒の義務を課す必要がある地域として指定する地域について、次の地域の指定の解除をしたので、同条第八項において準用する同条第七項の規定に基づき公示する。

平成二十二年八月十日

農林水産大臣　山田　正彦

一　熊本県全域（平成二十二年六月十八日農林水産省告示第九百三十八号）
二　大分県全域（平成二十二年六月十八日農林水産省告示第九百三十九号）
三　鹿児島県全域（平成二十二年六月十八日農林水産省告示第九百四十号）

○経済産業省告示第四百八十一号

電気工事士法施行規則（昭和三十五年通商産業省令第九十七号）第三条の三第二項の規定に基づき、電気工事士法（昭和三十五年法律第百三十九号）第四条第四項第二号の指定を受けた次の養成施設の廃止の届出があったので、その旨を公示する。

平成二十二年八月十日

経済産業大臣　直嶋　正行

名称	備考
株式会社かんでんエンジニアリング　総合教育センター　電気工事科	平成二十二年三月までの卒業生については従前のとおりとする

○国土交通省告示第八百六十五号

特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律（平成十九年法律第六十六号）第十八条第三項の規定に基づき、平成二十年国土交通省告示第六百六十六号の一部を次のように改正する。

平成二十二年八月十日

国土交通大臣　前原　誠司

二及び三イ中「赤坂二丁目十七番二十二号赤坂ツインタワー本館」を「芝五丁目二十九番十四号田町日工ビル」に改める。

○国土交通省告示第八百六十六号

装置型式指定規則（平成十年運輸省令第六十六号）第九条第一項の規定に基づき、平成二十二年四月十四日次のとおり指定装置を取り付けることができる自動車の範囲欄に掲げる車名及び型式を追加したので、同令第十一条第三項の規定に基づき告示する。

平成二十二年八月十日

国土交通大臣　前原　誠司

指定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
型式指定番号	
一酸化炭素等発散防止装置　三菱　M―4A901 D B A	三菱自動車工業株式会社　東京都港区芝五丁目33番8号
Ⓐ G―1157	〃
一酸化炭素等発散防止装置　三菱　M―4A903 D B A	〃
Ⓐ G―1610	〃

○国土交通省告示第八百六十七号

装置型式指定規則（平成十年運輸省令第六十六号）第九条第一項の規定に基づき、平成二十二年四月二十八日次のとおり指定装置を取り付けることができる自動車の範囲欄に掲げる車名及び型式を追加したので、同令第十一条第三項の規定に基づき告示する。

平成二十二年八月十日

国土交通大臣　前原　誠司

指定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
型式指定番号	
年少者用補助乗車装置　タカタ　TFX―30	タカタ株式会社　東京都港区赤坂2丁目12番31号
Ⓐ C―162	スバル　＊＊＊―GV B、スバル　＊＊＊―GV F